

## 「梶山之陣以来」にある「梶山之陣」は何を指すのか？

—竹井英文氏「その後の「杉山城問題」」における批判に応える—

中西義昌

はじめに

杉山城の年代観に関する議論は、二〇〇五年二月のシンポジウム「埼玉の戦国時代、検証比企の城」において、杉山城跡(埼玉県嵐山町大字杉山)の発掘調査結果が報告されたことに始まる<sup>①</sup>。従来、縄張り調査に基づく城郭研究では、杉山城跡の現存遺構は十六世紀後半の後北条氏系の高度な縄張り技術によるものと評価されてきた。しかし、発掘調査の結果、造り替えの痕跡がなく、瀬戸美濃を中心に十五世紀後半～十六世紀初頭の遺物が出土したことから、現存の姿が山内・扇谷上杉氏抗争時に成立したものと見る見直し説が提起された。

そして、この発掘調査の結果を受けて、歴史考古学側では、浅野晴樹らから「発掘調査の結果は、いとも簡単に従来の説を覆す事実を提示した」とする評価が提示された<sup>②</sup>。また、文献史学側では、シンポジウムに関わった藤木久志が「長い伝統を持つ中世城郭論(縄張論)の城郭の観察と、新たに登場してきた考古学の方法による、中世城郭の発掘成果との、大きなズレと年代観の較差」について、城郭研究と歴史考古学、双方の緊密な対話を期待する意見を表明した<sup>③</sup>。その後、竹井英文は、杉山城跡が山内・扇谷上杉氏抗争時に機能したことを示す関連史料として「史料一」を提示し、毛呂氏や両上杉氏の動向から永正・大永年間(一五二〇～二〇年代)に杉山城が存在したと主張した<sup>④</sup>。続いて、齋藤慎一も「史料二」に加えて「石川忠総留書」を傍証史料として提示し、

杉山城跡の成立を大永元年(一五二〇)～二四(一五二四)に比定する見解を示した<sup>⑤</sup>。これにより、歴史考古学の成果に文献史学の裏付けが成されたというのを以て、杉山城跡は十五世紀末に近い後半から十六世紀の第一四半期という年代比定で一致した「戦国時代の城の年代決定に比類なき寄与をする」事例と位置づけられた<sup>⑥</sup>。

これに対して、城郭研究の側では、関東の研究者を中心に「杉山城問題」と位置づけて、空間論や戦略論の観点から反論が出された<sup>⑦</sup>。しかしながら、「問題」と捉えた城郭研究者の側からは、発掘や文献調査の評価に対する直接の反論は見られなかった。その理由として、多くの城郭研究者は、縄張り研究の基礎となる進化論的形式学(同じ時代・文化圏・権力体・地域の枠の中で技巧的なプランを持つ城郭を相対的に新しいとみる考え方。無論、古い型式の再生産は一向に構わない。村田修三による縄張り研究の提起や、千田嘉博・木島孝之らの織豊系城郭虎口変遷案の柱となった)と権力論を突き詰めるよりも、城の構造にはそれぞれの場の個性や状況などが反映するという立場を採ったことが挙げられる。即ち、多くの城郭研究者は、縄張り研究独自の年代観の追求に心を払わず、文献史学・歴史考古学側の示す成果を再検証なしに受け入れ、個別検証毎に都合の良い年代観をあてはめて解釈してきた。そのため、杉山城跡の事例によって、それらの解釈は相互の論理矛盾を指摘され、城郭研究は閉塞と混乱に陥っているとの酷評を受けた<sup>⑧</sup>。

近年になって、木島孝之は進化論的型式学と権力論を突き詰める立場から、「杉山城問題」について、①「史料二」の「栢山之陣」は「陣城」を意味するのではなく「戦闘」を指すことが明白な文書の誤読。②発掘結果による年代比定については、その根拠となった藤澤良祐「瀬戸美濃大窯編年案」（以下、藤澤「編年案」）には標準遺跡の年代に根本的な誤りがあるとして、「杉山城問題」自体が元より存在しないという見解を示した<sup>9)</sup>。筆者も杉山城跡を論じた際に、同様の見解から「栢山之陣」が杉山城跡を指すとする竹井英文の解釈は文書の誤読であると評価した<sup>10)</sup>。

これに対して、竹井は、陣Ⅱ軍勢が駐屯している場所そのものを指す事例として「史料二」「史料三」の村岡御陣の用例などを掲げて、「栢山之陣」は杉山での戦闘を指す言葉とは考えられない、よって、筆者の解釈を誤りと断定する批判を提示した<sup>11)</sup>。

この竹井の批判に対して筆者は、第三十回全国城郭研究者セミナーの基調報告で、①新たな類型（後掲「史料四」）「史料八」を示したうえで、「史料二」の「栢山之陣」を「杉山での戦闘を指す言葉とは考えられず」と断言する竹井の主張は、修辭的・文法的に見て文書の誤読である、②「栢山之陣」Ⅱ杉山城跡の年代観の根拠である藤澤「編年案」は、標準遺跡の年代設定に文字史料を安直に用いてその後の再利用を視野に入れないなど廃絶時期の設定に根本的な問題を抱える。これに伴い、瀬戸美濃と共に一時期の層位に共伴していた他の土器・陶磁器の編年案についてもすべからず再検証の必要が生じる、とする内容の再反論を行った。併せて、藤澤「編年案」の見直しは、従来の出土遺物による年代観の再検証と、それに依拠した見解の見直しを迫るとする見直しを示した<sup>12)</sup>。

なお、セミナーの場では、歴史考古学側からも、藤澤「編年案」の年

代観に全く合わないという重要な発掘結果が紹介された。具体的にいうと、田向城跡（千葉県芝山町）では、鉄砲玉と共伴する層位から瀬戸美濃七十八点が出土し、これらを藤澤良祐自身に鑑定を依頼したところ、いずれも大窯Ⅰ・Ⅱ段階と判定されたということであった。九州や畿内ならいざ知らず、鉄砲の普及が相対的に遅れると考えられる関東では、鉄砲玉が出土する層位の年代は、早く見ても永禄年間、無理のない感覚で言えば天正年間まで下るとみるのが妥当である。ここで重要なのは、戦国後期という年代観の有力な示準を成す鉄砲玉が大窯Ⅰ・Ⅱ段階の瀬戸美濃と共伴していたという点である<sup>13)</sup>。そして、これと同様に評価することが可能な発掘調査結果が、実は杉山城跡でも確認されている。

杉山城跡の発掘調査では、一点ではあるが鉄砲玉が出土している。鉄砲玉となれば、さすがに調査者も多少は気に懸かったたのであろうか、出土状況を報告書の中で言及している<sup>14)</sup>。これによると、鉄砲玉は表土直下からの出土だったとある。そのうえで、表土中には近世の遺物も見られることから、検出された遺構や他の遺物と直接的に結び付けられるものとは考えにくいという所見を述べている。つまり、鉄砲玉の存在を表土中の後世遺物と同様の扱いで処理し、城跡遺構との関係を一蹴している。しかしながら、一時期の層位しか見られないという杉山城跡の場合、自明のことではあるが、表土直下というのは遺構面の直上を意味する。そして、遺構面の直上からの出土ということになれば、後世の耕作や動物、或いは風雨による遺構層のかく乱等の可能性も考えなければならず、鉄砲玉と古瀬戸、大窯Ⅰ段階の瀬戸美濃が一時期の層位で共伴関係にあった可能性を否定できなくなる。

右の田向城跡の発掘調査結果に加え、杉山城跡での鉄砲玉の出土状況の捉え方次第では、杉山城跡の発掘調査結果は、一転して藤澤「編年案」

の見直しを迫る事例となる。さらには、従来の出土遺物による年代観の再検証と、それに依拠した見解の見直しを迫る「逆杉山城問題」にも発展し得る。

これらのことは、今後、関東地方の発掘調査事例を丹念に確認、再検証していけば、同様の事例がさらに出ることを示唆するものであり、筆者の再反論を裏付けるものと考ええる。

一方、「史料一」の「栢山之陣」については、修辭的・文法的に見てこれが杉山での戦闘を指すことは自明のことである。大方の文献史学研究者からみれば、わざわざ明文化して指摘することさえ憚られる次元のものと思われる。しかしながら、当日セミナーに参加していた竹井はその誤読を全く認めず、また、一部の若手文献史学研究者からも誤読ではないと擁護する意見すら出された。そのような彼らの姿を見て、筆者は、一部の文献史学研究者が城郭研究（特に縄張り研究）に対して抱く根強い生理的嫌悪感情のようなものを垣間見た気がした。また、その感情がある故か、城郭研究への批判のためには自身の研究分野の信頼性を損なわせるような明らかに無理押しといえる見解を平然と公言できる姿勢に、正直驚かされた。

そこで、憚りながらも、寄せられた批判にはやはり払うべきだと考え、再度、当日に口頭報告で示した要点を明文化し、竹井の主張する解釈は修辭的・文法的に見て文書の誤読でしかないとを大方の文献史学研究者との間であらためて確認したい。

#### 栢山之陣以来」の解釈について

「史料一」の「栢山之陣」の解釈については、竹井英文は「史料二」と「史料三」の「村岡御陣」の用例を掲げて、「陣」と「合戦」は史料上で弁

別されており、この場合の「陣」とは軍勢が駐屯している場そのものを指す言葉と捉えるべきとする。そのうえで、「栢山之陣」は上杉憲房が「栢山」に在陣した場所を指す名称として、筆者の解釈を誤りと断言する<sup>15)</sup>。

確かに「陣」については幾つかの用例がある。『国語大辞典』（小学館）を見ると、陣だて・陣列や軍勢が駐屯している場、そして、いくさ・戦い・合戦等、幅広い用例がある。しかしながら、竹井は知ってか知らずでか、「栢山之陣」の後ろに「以来」と文言が続く場合にはその意味が限定されることを無視している。同じく『国語大辞典』の「い・らい【以来】を見ると、①（多く時、事件などを表す語について）その時点を含み、それより後ずつとの意を表す②現在を起点にしている。今より後ずつと。」とある<sup>16)</sup>。「史料一」の場合、「栢山之陣」の後に「以来」という文言が続くことで、「陣」は時や事件（或いは、出来事）などを表す語に限定される。即ち、軍勢が駐屯している場（或いは、杉山陣所・陣城、杉山城）そのものではなく、「杉山での戦闘」という出来事を指す。よって、竹井が主張する解釈では、「杉山城（杉山陣城、杉山陣所）以来、憲房を援護してきたことを賞する」となり、文法的に奇妙な読み方となる。そうではなく、「杉山での戦闘（戦い）以来、憲房を援護してきたことを賞する」と読むのが至極当然である。「史料三」についても同様に、「村岡の戦闘（戦い）に従って以来」と解釈する方が修辭的・文法的に見て素直な解釈である。

#### 「○○陣以来」の他の用例について

こうした用例は「史料一」だけに限らない。セミナー報告では、東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベースから「陣以来」というキーワードで検索できる事例五点を紹介した<sup>17)</sup>。これ以外にも博搜

すれば、さらに幾つかの例が検出されると思われる。以下に各事例を見  
てみる。

まず、戦国・織豊期の事例として「史料四」を挙げる。これは、慶長  
七年（一六〇二）に吉見広行が佐世元嘉に提出した起請文である。その  
中で広行は、近年でも若輩ながらも「高麗御陣以来」ご奉公を遂げたと  
記す。ここで、「陣」とは軍勢が駐屯している場そのものを指すという  
竹井の主張に従えば、「高麗御陣」という名称の場＝陣城があるという  
ことになる。もちろん、そんな名称の陣城は存在せず、朝鮮出兵という  
高麗での一連の戦闘、出来事を指す。

次の「史料五」は、天文十年（一五四一）に、大徳寺別院として復興  
した龍翔寺が所領の長門国包光名の還付を求めた文書である。その中で、  
あまつさえ「東寺両陣以来」、（龍翔寺の）殿堂は破却され退転し、開山  
の大應国師像を大徳寺に借座したうえで、然る間に寺内を移転し再建す  
ることとなった経過が記されている。この「東寺両陣」は、大永七年  
（一五二七）に細川高国が東寺に布陣し三好・波多野勢と戦った一連の  
戦闘（桂川原の戦い）を指すと推察される。この場合も「東寺両陣」と  
いう場＝陣城や「東寺両城」の存在を示すものではない。無理矢理に東  
寺に陣城の存在を想定する余地が全くないという訳ではないが、その場  
合でも、その後「以来」という文言が続くことに着目すれば、修辭的・  
文法的に見て、やはり、かなり奇妙な解釈となることが明らかである。

「史料六」は、京都の一条町屋地における後藤隆光と一条家雑掌の争  
論に関する文書である。その中で同地が「河州御陣」以来、不知行になっ  
ていたと述べる。文中の「河州御陣」は明応の政変を引き起こす契機と  
なった足利義材の河内出兵を指すと考えられる。この場合も、「史料五」  
と同じく、「河州陣城」や「河州城」という場＝陣城の存在を示すもの

ではない。

同じく、「史料七」では、三宝院御門跡雑掌により、三宝院が「正覚  
寺御陣」以来、足利義材（義尹）に忠節を尽くしてきたことが述べられ  
ている。ここでの「正覚寺御陣」は、前掲の明応の政変で畠山政長が敗  
死し、足利義材が降伏した正覚寺合戦を指す。この場合、当地に正覚寺  
城跡は存在するが、「以来」という文言が続くことを踏まえると、やは  
り正覚寺城ではなく正覚寺合戦という出来事を指すと考えられる。

なお、「史料八」の「馳參肥後國板井原御陣以来」については、これ  
までの用例と異なり、肥後國板井原御陣に馳せ参じて以来という意味と  
なる。この場合には、馳せ参じる対象として「板井原陣所」や「板井原城」  
の存在を想定する余地が幾分か残る。その点を強調して「軍勢が駐屯  
している場そのもの＝陣所」を指す事例と言い張ることも解釈上、不可  
能ではない。それでも、「以来」という文言が後に続くことに着目すれば、  
やはり「肥後國板井原御陣」は肥後國板井原での戦闘と解釈する方が修  
辭的・文法的に見て素直な解釈である。つまり、必ずしも「板井原陣所」  
や「板井原城」の存在を示すものとは言えない。

このように、データベースの検索で得た五例を掲げてみても、「以来」  
という文言が後ろに続く場合には、「軍勢が駐屯している場」として解  
釈するのではなく、その場での戦闘という出来事を指すのは明らかであ  
る。

以上、あらためて、「史料一」の「相山之陣」を「戦闘を指す言葉と  
は考えられない」とする竹井の主張は、解釈以前の文法上の誤読である  
こと、もし「誤読」とまで言うのが言い過ぎであるというのならば、極  
めて奇妙な読み方であるということを確認した。

「相山之陣」の場所の比定について

ところで、全くの初歩的な問題であるが、竹井の主張は、「史料一」の「相山之陣」を武蔵国比企郡の杉山の地に特定することを冒頭の大前提に展開されている。翻して言えば、「相山」が武蔵国比企郡の杉山を指すという、この一点が確実に担保されなければ、即座にその主張が崩壊するといえるものである。しかしながら、実は、「杉山」という地名は、杉山神社などの事例を含めると、武蔵国や相模国内に広く確認できる<sup>18</sup>。そして、当該地域は、十五世紀後半から十六世紀前半にかけて、絶えず両上杉氏・後北条氏間の紛争が繰り返された状況が容易に推察される。よって、何も「相山之陣」の比定地が武蔵国比企郡の杉山だけに限定される訳ではないというのが実際のところである。

それどころか、竹井が武蔵国比企郡とする根拠として挙げた「史料一」に関して、竹井自身がその補注で次のように述べている。

—「なお、「家譜覚書」に「史料一」と同文で「憲 花押」とある史料があることも知った。そこには、「仕山上杉管領 文龜三年癸亥豆州杉山役以有働自上杉家賜書」と注があり、「史料一」に「□□文龜三年ト有」と注があるのは、このことを指すと思われる。」<sup>19</sup>

即ち、竹井は、「史料一」の「相山之陣」を文龜三年(一五〇三)の「豆州杉山役」とする後世の注書について、さすがにその存在が多少の気に懸かっただけであらうか、一応、言及を加えている。しかし、竹井はこの注書の信憑性を全く確認しないままに、根拠が不明確で事実関係と全く合わないものとして一蹴する。そのうえで、「豆州(伊豆国)杉山役」を武州(武蔵国)の「相山之陣」と読み替えて、「史料一」を永正く大永年間に杉山城跡が存在した証拠として提示した。しかしながら、本当に文龜三年の「豆州杉山役」は、竹井が述べるような根拠が不明確で事

実関係と全く合わないものなのだろうか。

そもそも、伊豆国は山内上杉氏の領国であった。十五世紀後半には堀越公方領となるが、それでも依然として影響力を保持していた。その後、扇谷上杉氏と結んだ伊勢宗瑞(後北条氏)が伊豆国へ侵攻し、山内上杉氏・甲斐武田氏と結ぶ堀越公方足利茶々丸と激しく交戦する。明応七年(二四九八)に宗瑞は茶々丸を殺害するものの、扇谷上杉氏と和睦した山内上杉氏は文龜年間を通して伊豆国から相模国西部を中心に伊勢宗瑞と激しく交戦する状態となる。従って「豆州杉山役」はそれらの戦闘の一面を指す可能性が考えられる<sup>20</sup>。

但し、厳密にいうと、伊豆国内には戦国前期まで遡ることが確実な「杉山」という地名は確認できない<sup>21</sup>。しかしながら、伊豆国境と接する相模国土肥郷には史跡「土肥の相山(伝土肥相山巖窟)」(現在の神奈川県湯河原町鍛冶屋)が存在する。同所を地形図で確認すると、伊豆国と相模国を跨ぐ山塊に位置する。しかも、伊豆国境から大きく見積もっても一〜二キロ内の距離でしかなく、また、地理的感覚からみれば、伊豆国との境の区別が容易ではない、つまり、地理に明るい者でなければ伊豆国と混同してしまってもおかしくないような境界地点にあたる。

この「土肥の相山」に関する史料として、「平家物語」「史料九」や「吾妻鏡」「史料一〇」がある<sup>22</sup>。それらの記述を見ると、伊豆国山中から相模国に進出した源頼朝(武衛)勢は、石橋山で大庭景親率いる平家方三千騎と交戦して敗れ、後方の山中、「土肥の相山」に逃げ込み、「相山内堀口邊」に陣を張ったとされる。それに続いて、「及晩北條殿、參著于相山陣給、爰管根山別当行實、差弟相永實、令持御駄餉、奉尋武衛」とある。この場合、「相山」は単なる杉林の山という意味ではなく、「相山内堀口邊」とあるように明らかに地名である。しかも、その範囲は小

字程度ではなく、豆相国境の広い一帯を指すものと考えられる。また、「栢山陣」の後に「〜以来」という文言が続かないため、「栢山陣」は頼朝勢が構えた陣所を指すことが明白である。つまり、「平家物語」「吾妻鏡」の記述から、治承四年（一一八〇）八月に豆相国境の山中（土肥の栢山）に逃げ込んだ頼朝勢が「栢山内堀口邊」に構えた陣所<sup>11</sup>「栢山陣」の存在を確認できる。そして、ここで重要なことは、豆相国境には広く「栢山」と称される地があり、その地名は鎌倉期には存在していたという点である。

勿論、豆相国境の「栢山」の地が、戦国前期の「豆州杉山役」に直接的に該当するという確証を掴むまでには至らないが、しかしながら、その可能性は容易には捨て難い。なぜなら、豆相国境の「栢山」の地については、前掲の通り、明心・文亀年間に山内上杉氏と後北条氏の交戦の場となっていたと考えられ、また、「平家物語」「吾妻鏡」などを通して「栢山」の名称が戦国前期に広く認知されているものの不自然もない。加えて、「栢山」の地の周囲には伊豆山権現・箱根権現などの山岳寺院勢力が集中しており、失地回復を図る山内上杉氏が豆相国境の在地諸勢力を糾合して後北条氏と交戦するには戦略上適地ともいえる場所であったと考えられる。

右のような点に鑑みると、後世のものとはいえ、注書の「豆州杉山役」については、その可能性が十分にあると考えるべきである。

一方、これに対して、後世の注書とはいえ、原資料の「豆州」を「武州」と読み替えて「栢山」を武蔵国比企郡の杉山の地と指すと解釈する竹井のような史料操作を行うとなれば、まずは、「栢山」が明心・文亀年間の山内上杉氏と後北条氏の伊豆・相模国境における交戦と関係のないことを確認する作業が必要不可欠なはずである。

よって、「史料一」にある毛呂氏が憲房<sup>12</sup>山内上杉方として「相守」の契機となった「栢山之陣」については、注書の記述を素直に受け取っても何の問題もない。それどころか、むしろ、前述したような豆相国境地帯の地勢・地理条件、同地をめぐる戦況、「栢山」という地名の存在に鑑みれば、山内上杉氏と後北条氏の間で断続的に続いた交戦の内、文亀三年「豆州杉山役」に際して構築された陣所か、或いは戦闘そのものを指すと見る解釈の方が、遙かに蓋然性が高い<sup>23</sup>。

以上、長々と検討したが、もし仮に、限りなく譲って、竹井が説く「栢山之陣以来」についての解釈（「栢山之陣以来」の「栢山陣」とは、「陣所」そのものを指すという解釈）が容認されたとしても（勿論、そのようなことは、殆どの文献史学研究諸氏の間ではまず有り得ないものと考ええるが）、「史料一」の「栢山之陣」を永正・大永年間の武蔵国比企郡の杉山の地に比定した解釈は、特に積極的な根拠を持つ訳ではないこと、そのうえ、留意すべき注書の記述を冒頭から無視するという軽率な史料処理から出発して導かれたものであることが明らかとなった。

#### 結論

これまで、竹井は杉山城跡の「考古学の成果を踏まえて遺構を解釈し文献史料に結びつけて総合的に判断している」<sup>24</sup>として、今回の私への批判だけでなく、城郭研究者全体に新たな城郭研究への見直しを求めるとの大論陣を張ってきた。その批判を受けて、あらためて彼の述べる「総合的判断」の実態を確認してみると、「栢山之陣」と杉山城跡の現存遺構を結びつけようとした文字史料の解釈は、やはり、単なる文法上の誤読でしかなかった。仮に、限りなく譲って、「誤読」とまでは言えないとしても（しかし、限りなく誤読に近いが）、「史料一」から永正

く大永年間の武蔵国比企郡の杉山の地に比定する解釈は、積極的な根拠がないばかりか、軽率な史料処理を出発点にして導かれていたことが明らかである。そして、竹井が全面的に頼みとする歴史考古学の成果、つまり、藤澤「編年案」の内の特に大窯Ⅰ・Ⅱ段階部分の年代観は、標準遺跡とする勝間田城跡などの遺跡の廃絶時期を、文字史料（しかも、文献史学では使用において殊更注意の必要が説かれているはずの軍記・地誌の中の、しかも戦国初頭に関する記事）を安直に引用して設定したものである。加えて、藤澤「編年案」において重要な標準遺跡となる沓掛城や安濃津遺跡の実年代の評価については、後の再利用の可能性が文字史料からも十二分に考えられるなど、城郭研究に特段の知識を持たない

文献史学側の視点だけからでも、その危うさが峻別できるものであった<sup>25</sup>。そのうえ、前掲の田向城跡だけでなく、新府城（山梨県韮崎市）や津久井城（神奈川県相模原市）、滝の山城跡（埼玉県所沢市）などのように、戦国末期まで機能した城郭跡において、藤澤「編年案」では十五世紀後半～十六世紀前半とされる瀬戸美濃大窯が比較的多く出土する、その一方で十六世紀後半の遺物が殆ど出土しないという事例が確実に増えつつある。つまり、城郭遺構の年代観と藤澤「編年案」による陶磁器編年案が全く整合しない事例が増えており、今後この傾向はさらに大きくなるはずである。このことは、既に山上雅弘からも指摘があり、既存の陶磁器編年案の有効性や問題を総点検する時期にきていることが説かれている<sup>26</sup>。

また、そもそも、藤澤「編年案」が歴史考古学側全体の共通見解であるという竹井の認識自体が誤りである。藤澤「編年案」大窯Ⅰ・Ⅱ段階に該当する製品の使用時期を永祿・天正年間までかなりの年代幅を持たせて捉えるべきとする見解や、十六世紀前半代と評価されていた大窯遺

跡（大窯Ⅰ・Ⅱ段階に該当する）の操業自体を十六世紀後半代に下らせて捉えるべきという見解も以前から存在している<sup>27</sup>。これらの点に鑑みても、竹井が「考古学の成果」と強調した藤澤「編年案」は、必ずしも、歴史考古学側の共通した見解であるとは言い難い。

即ち、竹井が「総合的」であると自負する判断の内実は、文字史料だけでなく容易に分かるようなことすら事前に全く確認しないまま、安直に考古学的な一見解を「動かぬ証拠」として飛びついた、専門家らしからぬ軽率な判断でしかない。竹井より私へ頂戴した厳しい批判の文言をそのまま直に返させていたくならば、竹井による「杉山城問題」なるものは、「飛躍的に進展した考古学的研究」に対する理解も、組み合わせるべき「文献史学的研究」に対する理解も全く取るに足らないものであった、と総括させていただきたい。それにも関わらず、これを大上段に振りかざして学際的領域でひと騒動を引き起こしただけのものだったに過ぎない。

ところで、一連の「杉山城問題」を問い掛けた者・支持した者の意図については、「邪推が混じるかも知れないが」という断り書きをしたうえで、既に次のような興味深い指摘がある。即ち、杉山城跡の発掘結果を得て、これに文字史料からも何らかの裏付けを示すことで、進化論的形式学を基礎とする縄張り研究は成り立たない、代わって、文献史学側が歴史考古学の成果に文字史料の裏付けを与える「協働」関係を以て、かつての城郭史研究の如き主導的地位を取り戻す、というものである<sup>28</sup>。このことは、竹井の「当面は文献史学や考古学の成果から年代比定し、空間論によって個々の城郭の性格や機能を説明していく他はないだろう」という主張からも、その一端を垣間見ることができるよう思う<sup>29</sup>。おそらく、この軽率な振舞いはその強い思いが生んだ「勇み足」ではな

いか。

最後に、「杉山城問題」の顛末は、単に一個人の研究者の誤読や推拙な判断を指摘するだけで終わる問題ではない。なぜなら、今回の「騒動」は、図らずも一部の文献史学研究者が進めてきた学際的研究の実態を顕著に浮かび上がらせたとも言えるからである。

竹井に限らず、杉山城跡に関する一部の文献史学・歴史考古学研究者の発言を見ると、歴史考古学の遺物編年案から導いた一見解を動かぬ証拠としたうえで、その一見解に文献史学側が文字史料による年代観や解釈の裏付けを与えて評価を確定しようとする点で共通する。こうした手法を採る理由に、特に城郭遺構を解釈する場合には、総じて偶然資料としての限界を持つ文字史料だけでは十分な遺構解釈が困難であるという実状が考えられる。それ故、遺物編年案による考古学的成果を文字史料とは性格の異なる「第三者的な見解」と捉え、複数の観点から見解の一致が得られたというのを以て、如何にも学際的な手法の結果であるかのように自説の妥当性を訴える方法が採られてきた。

しかしながら、その内実は、自ら依拠する考古学的成果というものが、実は、文字史料の安直な援用で作成された遺物編年案という、問題の多い、再点検を要する危うい定規で導かれた一見解であることさえも、一部の文献史学研究者は全く気づいていない<sup>30</sup>。結局は、彼らにとつて、自分たちの主張に都合の良い考古学的成果を意図的に選別することに主眼があり、用いようとする考古学的成果の妥当性そのものを検証することには全く関心を払わない姿が明らかになったように思える<sup>31</sup>。

これらの諸問題については、今後、「逆杉山城問題」として総括する必要があると考える。

(1) シンポジウムの結果は、埼玉県立歴史資料館編『戦国の城』（高志書院、二〇〇五年）として刊行されている。

(2) 浅野晴樹「開催にあたって」『小田原北条氏の城郭―発掘調査からみるその築城技術―』（東国中世考古学研究会、二〇一〇年）

(3) 藤木久志「戦国比企の城と村」『前掲文献（1）所収』。なお、文中で藤木は、「村の城」の可能性がある遺跡として、杉山城から直線で五〇〇メートル程の距離に所在する谷ツ遺跡（嵐山町大字杉山字谷ツ）を紹介している。関越自動車道に伴う発掘調査報告書を見る限り、報告者が掘切と評価する溝遺構は後世の山道と思われるが、丘頂の甘い二段の削平地と土塁状遺構については、現段階で城郭遺構の可能性も否定できない（梅沢太久夫『比企郡嵐山町谷ツ遺跡』（埼玉県埋蔵文化財調査事業団、二〇〇二年））。谷ツ遺跡は、主要街道に面した東西に延びる丘陵の先端に位置する。そして、単純で簡素な造りの平場は、戦国前期の城郭、あるいは時限的な陣城の特徴を示していると解釈しても別段、違和感はない。このような立地と造りを鑑みた場合、もし、武蔵国比企郡杉山の地に「椋山之陣」を比定しようとするならば、同じ「大字杉山」内に所在する谷ツ遺跡の方が「椋山之陣」に相応しいと考える余地が生じる。つまり、藤木が示す「二つの杉山城」問題、即ち、谷ツ遺跡の問題をクリアする必要がある（勿論、本論で示すように、「杉山城問題」で取り上げられた武蔵国比企郡杉山の「椋山之陣」の存在自体が全く根拠のないものと考ええるが）。しかしながら、「杉山城問題」に関わってきた諸氏は、知ってか知らずか、この問題には言及していない。

(4) 竹井英文「戦国前期東国の戦争と城郭―杉山城問題に寄せて―」『千葉史学』第五一号、二〇〇七年

(5) 齋藤慎一「戦国大名北条家と城館」『浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の



世界3、戦国大名北条氏」(高志書院、二〇〇八年)

(6) 前掲文献(5) 一七四頁

(7) 松岡進「杉山城問題」によせて「前掲文献(1)に所収」、西股総生「比企地方における城郭の個性」(同文献(1)に所収)

(8) 竹井英文「縄張編年案に関する提言―その研究史整理と課題―」「城郭史研究」第二九号、二〇〇九年。但し、むやみに竹井らの見解を「杉山城問題」として「問題」化し、縄張り研究の基礎となる進化論的形式学を軽視した揚げ句に、論考毎に論理矛盾を露呈した一部の城郭研究者にも大きな問題がある。

(9) 木島孝之「城郭研究―「縄張り研究」の独自性を如何に構築するか―」「建築史学」第五九号、二〇一二年

(10) 拙稿「杉山城」「歴史読本」八六三号、二〇一二年

(11) 竹井英文「その後の「杉山城問題」―諸説に接して―」「千葉史学」第六〇号、二〇一二年

(12) 拙稿「縄張研究の独自性と今後の展望」(第三十回全国城郭研究者セミナー シンポジウム「縄張・考古・文献―城郭研究の明日―」、二〇一三年) 参照。

(13) 当日は、同じくパネリストだった柴田龍司から田向城跡の発掘調査についてコメントがあった。発掘調査では、鉄砲玉と共存する層位から出土した瀬戸美濃七十八点の鑑定を藤澤良祐に依頼したところ、大窯Ⅰ段階が七十七点、Ⅱ段階が一点の判定結果が得られた。柴田は関東で鉄砲玉が出土する時期は、早く見ても永祿年間、感覚的とは断りをしているものの、関東では天正期の中で考えるべきだろうと言及し、鉄砲玉と共存する遺物の年代観に大きなズレが生じたことを紹介された。「田向城跡」(財団法人山武郡市文化財センター、一九九四年) これ以外にも、柴田は城郭遺構の年代観と陶磁器の編年観が整合しない事例が今後も増えていくことが予

想され、藤澤「編年案」に依拠してきた城郭遺構の年代比定の見直しが必要になるという見通しを指摘された。また、シンポジウムの討論の中では、萩原三雄から、陶磁器編年には生産期間の幅の問題以外にも、使用期間の幅の問題がある、特に、使用期間の幅については、かなり大きく見積もっておく必要がある場合がある、これは考古学では常識の留意事項であるという内容の発言があった。このように、活字ではない口頭の場であるとはいえ、セミナーでは歴史考古学側との「緊密な対話」を通して、現状では藤澤「編年案」は城郭遺跡の年代判定の指標には使えないことを確認している。

なお、誤解や曲解のないように付言するが、筆者は、陶磁器編年研究そのものを否定していない。実際、筆者はシンポジウム報告の中で、城郭跡の廃絶時期の検討から瀬戸美濃編年研究の一試案である藤澤「編年案」の重大な欠陥を指摘し、その有用性を否定したうえで、藤澤「編年案」が普及する以前に出ている諸見解(天正伊賀の乱に関する城館等で主体を成す瀬戸美濃大窯製品は大窯Ⅰ・Ⅱ期とされるものであることから、窯の操業時期を大きく下らせる必要、或いは使用時期の幅をかなり広く見積もる必要があるのではないかという見解)の方をむしろ再評価すべきという見通しを提示している。

(14) 杉山城跡の発掘調査結果は、村上伸二「町内遺跡Ⅳ 埼玉県指定史跡杉山城跡第一・第二次発掘調査報告書」(嵐山町教育委員会、二〇〇五年)を参照。

(15) 前掲文献(11) 五四頁

(16) 『国語大辞典』(小学館、一九八六年)

(17) 『古文書フルテキストデータベース』(東京大学史料編纂所)。なお、誌面の都合でやむを得ず省略した部分がある。また、一部旧字体を改めてい

る。できるだけ正確を期したが原資料はデータベースで確認していただきたい。

- (18) 杉山神社は「延喜式」神名帳に武蔵国都筑郡の式内社として掲載されるなど、律令時代からの系譜を引く神社である。当時の神社地の比定には諸説あるものの、今日も武蔵・相模国を中心に多くの杉山神社が存在する。「角川日本地名大事典14、神奈川県」（角川書店、一九八四年）。これらの地域は、十五世紀後半～十六世紀前半にかけて山内・扇谷上杉氏と後北条氏の係争地である。よって、「相山之陣」を武蔵国比企郡だけに絞り込むのは容易なことではない。

- (19) 前掲文献（4）一〇一頁

- (20) 伊勢宗瑞（後北条氏）の伊豆侵攻から明応・文亀年間にかけての伊豆・相模国における山内上杉氏と後北条氏の抗争については、則竹雄一「古河公方と伊勢宗瑞」（吉川弘文館、二〇一三年）の中で簡潔に整理されている。

- (21) 『角川日本地名事典22、静岡県』（角川書店、一九八二年）では、伊豆国田方郡の持越（静岡県伊豆市）の内に小字「杉山」がある。しかしながら、この小字「杉山」が戦国前期まで遡る確証は確認できない。

- (22) 『史料9』は『平家物語』（巻第五早馬）『日本古典文学大系三三、平家物語上』（岩波書店、一九五九年）、三四五頁。『史料一〇』は、『吾妻鏡第一』（『新訂増補国史大系「普及版」、吾妻鏡第一』（吉川弘文館、一九七五年）三八～三九頁。この史料については、木島孝之からご教示をいただいた。

- (23) なお、『史料二』の「相山之陣」を文亀三年「豆州杉山役」と解釈する場合、明応～文亀年間の山内上杉氏の当主は上杉顕定（憲房の養父）であり、「相山之陣以来、相守憲房」の文面にある憲房とは合致しない。それ故、文亀三年「豆州杉山役」はその根拠が不明確とする意見があるかも知れない。しかしながら、文亀年間には既に憲房は成人となっており、顕定の養子と

して活動している「前掲文献（20）」。そして、永正年間に顕定が戦死した後は、山内上杉氏当主の座を継承する。よって、『史料二』は文亀年間以来、憲房に従ってきた功績により毛呂氏が足利高基から書状を賜ったもの、また、同文の書状は憲房から賜ったものとも考えられる。それ故、「相山之陣以来、相守憲房」という表現に特に違和感はないと考えられる。

- (24) 前掲文献（11）四七頁

(25) 既に、前掲（9）木島論文において、藤澤「編年案一大窯Ⅰ・Ⅱ期が指標とする勝間田城・牧野城・沓掛城・安濃津遺跡・伝堀越公方邸の廃絶時期については、文字史料から安直に、一四八九年・一五〇五年・一五六三年・一四九八年・一四九三年という実年代を与えてしまい、後の再利用が全く視野にないことが指摘されている。そして、沓掛城については織田信雄期に一族の中根信照が所領としていたこと、安濃津遺跡については、元亀二年（一五七二）の記録に「津三郷・同岩田」とあり、存続が確認できることが文字史料からも明らかになっている（高田徹「沓掛城について」（『愛城研報告』第六号、二〇〇二年）、藤田達生「港湾都市・安濃津から城下町・津へ」（『中世都市研究』一三（新人物往来社、一九九九年）参照）。

- (26) 「第1回城館史料学会シンポジウム「縄張りからみた戦国前期の城」、第Ⅱ部シンポジウム討論」（『城館史料学』第7号、城館史料学会、二〇〇九年）九五～九六頁

- (27) 一九八〇年代の瀬戸美濃大窯編年研究では、天正伊賀の乱関係の城館から出土する瀬戸美濃大窯は、大窯Ⅰ・Ⅱ段階とされる製品が主体であり、年代観が照合しないという問題が指摘され、使用年代にかなりの幅を持たせる必要性が提示されている。「駒田利治「伊賀の中世城館跡―発掘調査事例の検討―」（『菊永氏城跡調査報告』（阿山町教育委員会、一九八七年）。また、十六世紀前半と評価されていた妙土窯の製品と類似したものが八王

子城跡から多く出土することから、同窯の操業を十六世紀後半代に下らせてみるべきという見解もあつた「関口広次「美濃・妙土大窯の復元とその構造について」『物質文化』33(「物質文化研究会、一九七九年」)。一方で、五期区分の大窯形式を短い年代幅の中で処理するために、大窯第一・第二段階の年代を古く遡及させることに積極的であつたのが、藤澤「編年案」のようである。

(28) 前掲文献(9) 一三六頁

(29) 前掲文献(8) 二一頁

(30) 例えば、竹井と同じく縄張り研究批判を展開した齋藤慎一は、主著『中世東国の領域と城館』(吉川弘文館二〇〇二年)、『中世東国の道と城館』(東京大学出版会、二〇一〇年)の冒頭の凡例において、杉山城跡の出土陶磁器の年代観を藤澤「編年案」を含む遺物編年案に全面的に依拠し引用した旨を堂々と明記している。しかしながら齋藤もまた、藤澤「編年案」をはじめ現行の多くの遺物編年案が文字史料の安直な援用で作成された、誤つた、或いは大きな見直しを必要とする不確かな定規でしかないという実態に全く気づいていない。結局、齋藤・竹井が藤澤「編年案」の定規をもとに展開した論点はその根拠を失うことになる。

(31) セミナーの討議の場で竹井は、藤澤「編年案」の重大な欠陥を指摘した筆者からの問い掛けに対して、反論どころか言及すらせず、考古学研究者に聞いて欲しいという全くの責任転嫁とも受け取れる回答を行った。つまり、「相山之陣」を杉山城に比定して大論陣を張ってきたこれまでの主張の最も根幹となる点であるにも関わらず、その欠陥が指摘されるや否や、自ら反論するのではなく、自分は引用しただけに過ぎないとして、藤澤ら「杉山城問題」に関係した考古学研究者の側に説明の全責任を背負わせようとする態度を示した。活字ではない口頭の場合であるとはいえ、そのような態

度は如何なものか。図らずも「杉山城問題」に関わつた一部の文献史学研究者に、本論で指摘した態度(自分たちの主張に都合の良い考古学的成果を意図的に選別することに主眼があり、用いようとする考古学的成果の妥当性を検証することには関心を払わない)が見受けられることを壇上から実見する機会を得た。学際的研究の場では一部にこうしたトカゲの尻尾切りのような認識を持つ文献史学研究がいることを、今後、歴史考古学の研究者におかれては注意されるよう喚起したい。

〔史料一〕足利高基書状写 (山田吉令筆記所収家譜覚書)

相山之陣以来、相守憲房走廻之条、神妙之至候、謹言

九月五日

毛呂土佐守殿

(足利高基書)  
花押

〔史料二〕足利成氏加判赤堀政綱軍忠状

〔戦国遺文 古河公方編〕三三八号)

(足利成氏)  
花押

赤堀孫四郎政綱申軍忠事

右、去享徳四年二月十七日夜善信濃入道・同三河守庶子等在所悉焼落、同十八日亡父下野守時綱武州村岡御陣馳參在陣仕、同三月三日古河江供奉仕、同十四日一揆悉弛 御陣、雖致御敵於時綱相殘御方在々所々致宿直警固、同六月廿四日足利御陣御供仕、同七月九日至小山 御陣供奉仕令在陣、同十月十五日宇都宮御敵出張之間、小山下野守同心仁於木村原合戦仕、親類家人数輩被疵、同十七日小野寺江馳越令在陣、同十二月十一日只木山御敵没落以後者、藪田・足利所々令在陣致宿直警固、翌

年正月七日夜那波郡福島橋切落警固、御敵等数輩討捕畢、同正月廿四日殖木・赤石江御敵出張之間、馳合致合戰數輩討捕、同二月廿六日於深巢合戰、長尾兵庫助并沼田上野守手仁懸合、下野守時綱・同孫三郎兄弟討死仕、其外親類家人數輩（以下欠）

〔史料三〕 足利成氏書狀（『戦国遺文 古河公方編』六一号）

從村岡御陣以来、于今在陣神妙候、仍被下所帶等事、及違乱人等雖有之、不可有相違候、謹言、

五月十八日（宗徳元年） 花押（右編長）

赤堀下野守殿

〔史料四〕 毛利家文書 一二八六 吉見廣行（廣長）起請文（抜粋）

雖事新様候、某心中之趣、以神文中上前書之事、

一 悴家之儀、祖父正頼別而遂御馳走候、其故自 殿様茂一段御懇被加御意、施面目候、近年之儀茂、私式若輩とハ乍申、高麗御陣以来、御奉公抽自余遂其節候事、

……（後略）……

慶長七年

吉見長次郎

六月十九日

廣行（花押血判）

佐世石見守殿（元盛）

〔史料五〕 大徳寺文書 五九八 龍翔寺領長門包光名文書案（抜粋）

（前略）

一、先年凌雲寺殿御在洛之砌、以法聚寺、右之趣大圓禪師依懇達、兩三ヶ年且運上、其後輪番若輩、刺東寺兩陣以来、殿堂破却退転故、開山大應

國師大徳寺借座、然間、引移寺内可令再造之段、繪旨公方御奉書等、雖為此分、依無寺納令怠慢、仍長門國河内包光名之内法泉寺當領知、縱有其故、竜翔寺既云退転再興、云往古本主、如彼寺納被還附之様、宜尊達、一衆大慶、幸御在国 勅裁之地、時亦至者乎、

一、竜翔寺修造住持事、依連年堅請、當春應衆命、然者夏了可取建候、別而彼寺納等、御入魂衆望候當寺諸塔頭輪次諸役萬般苦勞賢察、其国弥安寧、今度之武威及一天者也、至祝々々尚龍谷座元付縷陳、恐惶頓首

五月十八日（天文十年）

孟夏廿八日

拜呈 龍福寺 侍衣閣下（宗徳）

興臨院

〔史料六〕 大徳寺文書 一五五六 幕府右筆方連署意見狀案（抜粋）

〔意見案〕

後藤左京亮隆光并一殿條雜掌申一条町西頼屋地事

如隆光申狀者、彼地永享年中拜領仕、無相違之處、先年河州御陣以来不知行之、然雜掌以先 御代之例、被申給之任證文之旨、可被成下御下知云々、如雜掌解狀者、家門境内一条町西頼屋地四丁町事、從往古御知行之支證明鏡也、近年奉公輩、以一旦之居住之号、動令違乱之条、去々年被達 上聞、被成御下知、被開喜悅眉之處、今度後藤左京亮致訴詔之間、被糺根本、此時可被停止向後違乱云々、各申狀雖端多、隆光出帶之證文者、彼地知行之時、預置別人預狀（康正）并文明十六年十月廿六日、就地子無沙汰、雖有御成敗、任永享年中一円拜領之旨、可領知之奉書一通捧之、惣別永享年中 花御所御移從之刻、御近邊敷地被仰付奉書（公）、雖然至地子者、被致沙汰之儀為傍例歟、仍文明十六年隆光申給之奉書、雖有永享

年中一円拜領之文言、本文無之、可謂胸臆者歟、一旦被居住之段為歴然哉、於可令隆光住宅者、可被任先例者哉、以永享以来之例、可知行、一

条殿御譜代称号地之内事、不足信用歟、雜掌出帶之文書此地或、建長・弘安御手繼、曆心・文和 綸旨、院宣、宝徳御教書、文明十年・同十六年兩度奉書、或被直務、或任先規、可有御進退文言在之、然者云為古今證文分明、云御當知行、旁以可被付雜掌乎、宜為 上意矣、

永正七年六月卅日

中務丞秀秋松田

散位元久飯地

前丹後守長秀松田

〔史料七〕醍醐寺文書 二〇二一 三寶院門跡雜掌申状案（抜粹）

三寶院門跡雜掌申

丹波國篠村八幡宮領并御祈禱料所等事、度々被仰出之由先以忝存候、

就其右京兆分國讚岐國不知行之際、御代官職事可有抑留之由被申入

歟、御迷惑之至也、其子細者、於丹波國中寺社本所領数多有之、然當

門跡御事者、不可混自余、既正覺寺御陣以來異于他子細候哉、今度就

公方様御帰洛者、則可有安堵存置候之処、于今悉以押領之段、歎存

計候、

∴（中略）∴

一會地里村事、為愛染供料所別而有子細被寄付、于今法事等無闕怠之處、

依國方押領令退転訖、然今度御上洛之砌、於和泉堺既時日回来之間、被

執行、于今在所雖為御不知行、被相勸者也、為 上意堅被仰達、如元被

返渡者、弥武運長久御祈可被抽懇精者也、仍言上如件

永正七年五月 日

〔史料八〕吉川家文書 一一〇四 但馬經中軍忠状

安藏国大長庄庶子但馬雅楽助經中申軍忠事

右、去永和三年八月廿五日、馳參肥後國板井原御陣以來、於所々致忠節之條、御見知上者、早賜御證判、為備後證、粗言上如件、

永和四年三月 日

〔承了〕今川伸秋〔花押〕

〔史料九〕平家物語 卷第五 早馬（抜粹）

（前略）∴其後土肥・土屋・岡崎をはじめとして三百餘騎、石橋山に

立籠て候ところに、景親御方に心ざしを存ずるものども一千餘騎を引率

して、おしよせせめ候程に、兵衛佐七八騎にうちなされ、おほ童にた、

かいなて、土肥の楢山へにげこもり候ぬ。∴（後略）

〔史料一〇〕吾妻鏡 第一 治承四年八月（抜粹）

（前略）∴至暁天、武衛令逃于楢山之中給、于時疾風惱心暴雨勞身、

景親奉追之、発矢石之處、家義乍相交景親陣中、為奉遁武衛、引分我衆

六騎、戰于景親、以此隙令入楢山給云々、○廿四日甲辰、武衛陣于楢山

内堀口辺給、大庭三郎景親相率三千余騎重競走、武衛令逃後峯給、此間、

加藤次景廉、大見平次実政、留于将之御後、防禦景親 ∴（中略）∴及

晚、北条殿参着于楢山陣給、爰筥根山別当行實、差弟相永實、令持御駄

餉、奉尋武衛。∴（後略）